

平成27年台風第18号による大雨で被災された在学生に対する特別措置の実施について

平成27年台風第18号による大雨で被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

東京聖徳学園では、災害救助法適用地域において、被害を受けた本学園各校の在校生に対する特別措置を実施いたします。

1. 「特別措置」とは

自然災害によって学費支弁者が居住する家屋の全壊、流失、半壊等により通常の生活を送ることが著しく困難な状況にあり、経済的に修学困難な学生を支援し、本学園で学習する機会を確保するための措置です。

2. 対象となる方

(1) 原則、災害救助法適用地域に世帯があり、下記①～④のいずれかの事項に該当する学生

- ①学費支弁者が死亡・行方不明
- ②学費支弁者の家屋（持家）が全壊・全焼・流失
- ③学費支弁者の家屋（持家）が半壊・半焼（床上浸水）
- ④学費支弁者の家屋（持家）が部分損壊（床下浸水）

(参考) 災害救助法適用地域

→※日本学生支援機構HP <http://www.jasso.go.jp/saigai_chiiki/#ooame20150909>
を確認して下さい

(2) 「り災証明書」の交付が受けられる方

3. 「特別措置」の内容

上記、2. (1) ①②③の場合	平成27年度後期授業料	全額免除
④の場合	平成27年度後期授業料	延納措置

※本学の奨学制度を受けている場合、その減免額を除いた額に適用します。

4. 「特別措置」を受けるために必要な申請書類

(1) 「自然災害被災届（「平成27年台風第18号による大雨」用）」（本学指定様式）

(2) 「り災証明書」（写し可）

「り災証明書」は、市区町村において自然災害等によって被った被害の状況を証明する書類です。「家屋が全壊もしくは半壊」等が記載された「り災証明書」を準備してく

ださい。

※発行までに時間を要する場合、提出できるまでお待ちいたします。その他の書類は期日までにご提出ください。

(3)「学費支弁者の平成26年の所得を証明する書類」(写し可)

学費支弁者が給与所得者の場合 → 学費支弁者の源泉徴収票又は課税証明書

学費支弁者が給与所得者以外の場合 → 学費支弁者の確定申告書(写し)又は課税証明書

※2の(1)の④に該当する方は提出の必要はありません。

5. 届出期日

平成27年10月31日(土)

6. 提出先・お問い合わせ先

学生支援課 担当：佐藤・半田

TEL:047-365-1111(大代表)

通信教育課程につきましてもこれに準じた特別措置を実施いたしますので、通信教育学務課までお問い合わせ下さい。 TEL.047-365-1200(直通)

「特別措置」の適用は、学内の審査により決定し、申請者にお知らせいたします。

聖徳大学 学長 殿
聖徳大学短期大学部 学長 殿

(「平成 27 年台風第 18 号等による大雨」用)

申請者

申請者現住所 (書類送付先)	〒 —		
申請者電話番号	自宅	携帯	
保証人氏名			
保証人住所			
被災状況 ※保証人宅被災(損壊の箇所、状況等)、経済的に困難な状況など。 <u>できるだけ詳細にご記入ください。</u>			
(浸水の深さ) ☐ 床下 ☐ 床上	<u> c m</u>		
添付資料：り災証明書	提出(予定)日：平成	年	月 日
所得証明書	提出(予定)日：平成	年	月 日 ※④の場合、提出の必要はありません

学園記入欄

受付日	平成 年 月 日	確認書類	() あり ・ なし
		被災状況	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

確認	経理 課長	担当部署	部長	次長	課長	担当者	備考